

衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

平成六年十月二十七日(木曜日)
午後一時四十二分開議

出席委員

委員長 田中 恒利君

理事 加藤 卓二君 理事 唐沢俊二郎君

理事 近岡理一郎君 理事 渡辺 省一君

理事 江田 五月君 理事 貝沼 次郎君

理事 西村 眞悟君 理事 山元 勉君

相沢 英之君 池田 行彦君

大石 千八君 岸田 文雄君

松下 忠洋君 鴨下 一郎君

工藤堅太郎君 佐藤 敬夫君

佐藤 守良君 中島 衛君

野呂 昭彦君 鳩山 邦夫君

弘友 和夫君 増子 輝彦君

山田 英介君 大島 章宏君

北沢 清功君 田口 健二君

宇佐美 登君 松本 善明君

遠藤 利明君

出席國務大臣

國務大臣 五十嵐広三君

(内閣官房長官)

國務大臣 山口 鶴男君

(総務庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣内政審議室長 藤井 威君

総務庁行政管理局長 陶山 皓君

総務庁行政監察局長 田中 一昭君

郵政省郵務局長 長澤幸一郎君

建設省道路局長 井上 啓一君

速国道課長

委員外の出席者

郵政省郵務局長 長澤幸一郎君

建設省道路局長 井上 啓一君

速国道課長

内閣委員会調査室長 菅野 和美君

委員の異動

十月二十六日

辞任 鴨下 一郎君

補欠選任 須藤 浩君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

補欠選任 鴨下 一郎君

同日

辞任 須藤 浩君

本日の会議に付した案件
行政改革委員会設置法案(内閣提出、第二百二十九回国会開法第二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
第二百二十九回国会、内閣提出、行政改革委員会設置法案及び本案に対する加藤卓二君外二名提出の修正案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宇佐美登君。

○宇佐美委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表いたしまして、提出されている行政改革委員会設置法案に関して、御意見を伺いたいと思っております。また、御了承いただきまして、政府内におきます行革推進本部についても御質問を後ほどさせていただきます。

この法案、御存じのように細川政権の時代から審議がなされてきたわけですが、正直言いますと、非常に長い時間をかけて、各党の皆さんに御熱心な御意見、御討論をいただいて終局的な場面を迎えるということで、個人的には非常にうれしく思っています。そんな中で、これまでの本案、原案に關しての質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

まず、今回、我々修正案を考へる場合におきましても、情報公開についてできるだけ早く審議をしていただきたいという気持ちの中で、連立与党側で修正案ということを出させていただいているわけなんですけれども、この情報公開について、この行革委員会の中ではどのような形で審議をなさっていくのか、その様子について教えていただきたい。

それと同時に、できたらというが、ぜひ情報公開に關して専門部会を設置すべきだと考えているわけなんですけれども、その御見解をちょうだいしたい。同時に、設置する場合におきましては、その人選について、専門部会の委員ですから仮に専門委員というならば、その専門委員についてどのような観点から人選をするように考えていらっしゃるのか、その点についてお答えいただければと思います。

○山口國務大臣 行政改革委員会におきましては、国民の皆さんが希望しております情報公開に關する法制化の作業をできるだけ早い期間でやっていただきたい、かように考えておる次第でございます。

そしてまた、専門家から成る専門部会を設置して検討することはどうか、こういうお尋ねでございますが、これは過去、臨調あるいは行革審等の例を引きますならば、同じような形で専門部会を設置して、専門的立場から御検討をいただきました。したがって、これは委員会の御意向というものであろうかと思っております。当然、専門的立場の方々による専門部会というものが設置されてしかるべきもの、かように考えておる次第でございます。

○宇佐美委員 委員会の人選についての質問をさせていただいておるわけなんですけれども、熊谷前官房長官が、六月十二日の日本経済新聞の記事によりますと、「行政改革委員会」の委員人事について「役人や役人あがりばかりで、純粋に民間人に監視役をやってもらう」というような御意見を話なさっている。また、石田幸四郎前総務庁長官も記者会見の中で、選抜に当たっては総理が中心になってやっていく、ただ、官僚や官僚OBはその人選について対象に含めない方針であることを明らかにしたというように、これはあくまでマスコミ報道なわけなんですけれども、その点についてどのような考えをなさっているのか、教えていただければと思います。

○山口國務大臣 お答えいたします。

過去においてそのような新聞の報道があったということは承っております。

いずれにいたしましても、この行政改革委員会の委員の方々は、国家的立場から見ても最も公平であり、また最も立派な方々によって構成されるべきもの、こう考えているわけでございまして、この法律にもございまして、総理において人選

をされ、しかも国会の同意を得て任命されるという形になっております。国権の最高機関たる国会、衆参両院の御同意を得て任命するということはまさに最高方式ではないか、こう考えているわけでございます。

そういう立場から、総理が総理の専権として立派な方々を選挙していただく、そうすれば、委員が御指摘のような点も十分踏まえた上で、本当に公正公平な立派な方々を選んだだけではないだろうか、かように考えておる次第でございます。

○宇佐美委員 長官のお話を伺っていますと、まさに公平公正な方々を選んでくれるということで、心強く思っている次第です。

一問目に質問した中で情報公開についてお話ししましたところ、長官が、できるだけ早い機会をとらえて情報公開の法律の制定をしていきたいんだという、まさにさらに強い御意見を言っていたのだいたいのようです。現在出されている修正案の中では、二年以内に意見具申を行うとなっているわけですが、可能性、あくまで可能性なわけですが、これは二年以内よりもっと早まる可能性もあるのかと今の御答弁の中で感じたわけなので、その点についてはいかがでしょうか。

○山口國務大臣 お答えいたします。私どもとしては、国民の期待であるこの情報公開の法律がなるべく早くつくられることが望ましいというのを申し上げたわけでございます。法律によって設置された行政改革委員会の皆さんが、今後法律が修正されるかどうか、これは国会のお決めのことでございますので、これは国会のお決めのことでございまして、早くつくられたいと希望するわけではございません。早くつくられることを希望するわけではございません。実際にどうするかを御決定いただくのは、まさに構成された行政改革委員の皆さんの御判断である、かように考えておる次第でございます。

○宇佐美委員 政府側としてなるべく早く、できるだけ早くということをお願いしたいということ

に對して、非常に感謝を覚えます。また委員の方々も、その御意向に添って、できるだけ早い機会に意見具申をこの法律が施行された折にはしていただきたいと思っております。

次に、事務局に關しての御質問をさせていただきます。当然のことながらこの事務運営というものが、各委員会、これまでの行革審などを見ておいても、メインの仕事となってくるわけですが、例えは委員会の中の審議に關しても、その資料を集めたり、また議論のもとになる材料を提出していただくのも事務局の皆さんになるわけで、非常な御苦勞をこれからかけていくことになるわけですが、事務局長及び事務局職員の採用、人選についてもこれまで公平公正に行っていく必要があるかと思ひます。

この法律案が決まってきた話になるわけですが、仮定のお話にはなと思うのですが、実際にどのような人物を採用することを御念頭に置いているのかということについてお答えいただければと思ひます。

○陶山政府委員 事務局の問題でございますので、私から御説明をさせていただきます。行政改革委員会は、申し上げるまでもなく、総理府に置かれる機関ということになっておりますので、まず、その事務局長及びその事務局の職員の任命につきましては、内閣総理大臣及び内閣官房長官から任命されるということでございます。以下、一般論として御説明申し上げますが、事務局長につきましては、ただいま宇佐美先生からお話のありましたように、委員長の指示を受けて、委員会の審議に必要な調査あるいは資料の収集、その他委員会の運営について庶務的な事務を統括するという立場にございまして、したがって、こうした仕事にふさわしい人材が充てられるものというふうなことを考えております。

また、その業務の遂行に当たりましては、行政実務、法令等に関する知識経験を有することが望ましいというふうなことを考えておりまして、かつま

た、委員会の活動の中立性を確保するというために事務局長は専任といたしまして、常勤の職員として勤務することが適當であるというふうに考えております。

なお、細かな話になりますが、事務局長を補佐する事務局の職員につきましても、行政実務等に関する幅広い知識経験を有する者が選任されることになろうというふうに考えております。

○宇佐美委員 続けて今の関連の御質問をさせていただきます。ただいま申し上げたわけですが、私の勉強不足なのか教えていただきたいたのですが、その事務局長及び事務局職員の方は、現在試験を通過した国家公務員の方でなければいけないのでしょうか。局長、お願いいたします。

○陶山政府委員 事務局長につきましては、ただいま御説明を申し上げましたように、行政実務の経験あるいは行政制度、法令等に関する知識経験を有することが望ましい、そういう業務に従事する職員であるというふうに申し上げたところでございまして、そういう前提から申し上げますと、試験等の資格は別といたしまして、行政実務の経験を有するしかるべき者が充てられるのが適當であろうというふうに考えております。

○宇佐美委員 今の御答弁を伺っておりますと、現職の職関のお役所に勤めている方でなくても事務局長はできるのだなと認識させていただきました。

事務局は、先ほどおっしゃったように総理府の中に、本部の中に置かれるということで、改めて御質問しますけれども、よろしいのでしょうか。

○山口國務大臣 場所をどうするかということは一切まだ考えておりません。

○宇佐美委員 わかりました。場所について、つまり、物理的にまだどの場所に置くのかかわらないけれども、非常に公平公正で行政実務の経験がある方、ただし霞ヶ関のお役人の方に限らずそういう方が事務局長をやっていくということで承りました。

それでは、運営についての御質問を続けてさせていただきます。

私は、それは十分知りつつも、できるだけ委員会運営が、特に国会移転というような聖域の問題であるだけに透明性、公平性というものが求められる、したがって、できるだけ内容を国民の前に明らかにすることがいいのではないか、こう思ひまして、できるだけその点を留意した運営規則をつくってほしい、かように提案者としては願っているということを申しました。

その後、国会等移転に関する調査会は、宇野さんが会長に就任されましたが、その後の運営では、公開ということではございませんでしたが、委員会が終った後必ず宇野会長が記者会見をいたしましたし、議論の経過は詳細に御報告を申し上げるという運営をやっているようでございます。

そのような点も参考にしていただいて、私は、行政改革委員会がそれにふさわしい立派な運営をやっていたらいいもの、かように考えておる次第であります。

○宇佐美委員 長官のこれまでの御経験の中での話ということで、本当にまさに透明性、民主性というものがある委員会にかかる責任とも比例していくものかと思っておりますので、ぜひともそのような方向で委員会ができた折にはやっていただきたいと考えております。

次に、勧告についてです。
第四条では、第二条第一項第一号の民間活動に係る規制の改善のみ勧告できるとなっているわけですが、国と自治体の関係などの公的関与、介入について別途の取り組みを進めている、これは本年の六月三日、規制緩和の委員会政府側から御答弁いただいたものですけれども、これは具体的にどのように進めているのか、その点について御答弁いただければと思います。

○陶山政府委員 ただいま先生から御指摘のありましたように、規制緩和につきましては、個々のきめ細かな改善の積み重ねが特に必要であるという観点に着目をして、その推進の手段として特に勧告権を付与するという考え方でございます。なお、これは昨年十二月の平岩研究会の報告に沿ったものとなっております。

そこで、ただいま御指摘の問題でございますが、国と地方自治体との関係にかかわるいわゆる関与、規制の問題。この問題につきましては、先ほど申し上げました民間活動に対する規制という問題と比べますと、やや異なるアプローチが必要で、問題ではなからうかというふうに実務的には考えているところでございます。

国と自治体との関係につきましては、ただいま、地方分権の推進という観点から、行政改革推進本部のもとに地方分権部会を設置をされまして、年内を目途に地方分権推進に関する大綱方針の骨格を取りまとめるということで、現在検討が進められているところでございます。

ただいま御指摘のような国と自治体との間に開ける関与、介入等の問題につきましては、ただいま申し上げました地方分権に関する大綱方針の中では一つの重要な要素になり得るのではないかと、このように想定しているところでございます。

○宇佐美委員 今局長がおっしゃったように、地方分権との兼ね合いも非常に重要なわけですから、その中でしっかりと議論をしていただいて、行政改革をその点についてもやっていただけたらいいと思っております。

ちょっと前後して恐縮なんですけれども、先ほど運営の中で、長官の方から、宇野さんが記者会見をずっとやっていらしたというところをお話しになったわけですが、これも、議事録の公開についてもう一言、もしあればお答えいただければと思います。

○山口国務大臣 これはまさに行政改革委員会が運営の規則として、御相談の上、決定されるべき問題でありますので、私どもとしては、国民の期待にこたえて立派な運営をしていただきたいというお願いを申し上げるだけで、具体的には、まさに委員会が独自の立場で御決定いただくものと考えておる次第でございます。

○宇佐美委員 というのは、例えば議事録の公開に関しては、法制化をもし考える場合に

おいても、法制局の見解を聞いたところによりまず、問題にはならないということですが、つまり、政府側でぜひとも議事録の公開をやっていたきたいと言ふならば、これは公開していく方向で進んでいくことになると思います。

先ほどお話しになったように、長官が個人的には非常に公開性を大事になさるお人柄はよく存じているわけですが、議事録の公開については、例えば個人的な御意見として、もちろん今長官としてのお役職があるわけですが、どのよう

に考えていらっしゃるのか、短くお答えいただければと思います。

○山口国務大臣 個人的な考え方は、先ほど、国会等移転に関する法律の審議の過程で、当時の提案者として申し上げたことで御理解を賜りたいと思っております。

要は、重要なお仕事に携わる、まさに国権の最高機関たる国会が同意をいたしました上で任命される立派な方々によって運営される委員会でございますから、そういう意味で、その独自の御判断にゆだねるべき課題であるということを経官として申し上げる次第でございます。

○宇佐美委員 わかりました。本当にどうもありがとうございます。

お許しをいただいて官房長官にも来ていただいております。行政改革委員会から少し離れまして、政府の行政改革に対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

村山政権になりまして、細川政権から引き続き羽田政権、この政権ということで、まさに改革のあらしが吹いていると思っております。特に今回の村山政権、行政改革が最大の課題として取り組んでいるということで、本当に熱心な御議論、御討議をしていただいていると思っております。

さてその中で、総理が本部長を務めます行政改革推進本部の中で、本年度中に規制緩和の推進計画、五カ年計画を立てていくこととして、正式にお話があるかと思っております。まず第一点、その点について、現実にはどのような審議が今なされているのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○五十嵐国務大臣 委員お話しのように、これまで細川内閣それから羽田内閣、今の村山内閣と、一貫して行政改革、政治改革に真向から取り組んで努力をされているところであります。村山内閣におきまして、今も委員お話しのように、せんだっての総理所信表明におきまして、内閣の非常に大きい政治課題として全力を傾けて取り組む、こういう決意を披瀝しているところでございます。

中でも規制緩和につきましては、向こう五カ年間の規制緩和の推進計画というものを今年度中に決めようという考え方で、今それに関する各般の準備を鋭意努力しているところでございまして、計画どおりぜひ今年度中にそういう推進計画を策定したい、こういううまいに思っている次第であります。

○宇佐美委員 官房長官からの御決意を承りまして、一体になってやっていきたいと思っております。

それでは、行革推進本部内に規制緩和の検討委員会というものが設置されるということを知っておりますけれども、規制緩和の作業部会ではなく検討委員会として設置したわけといたしまして、違ひがあるのかないのか、非常に難しいところなんですけれども、その点についての御説明を承りたいと思ひます。

○五十嵐国務大臣 今度の場合は、今申しましたように、今年度中に向こう五カ年間の規制緩和の推進計画を立てていくというところでありますから、時間的には余り余裕のある時間ではないので、ないか、こういううまいに思っております。この間、さまざまな民間の規制緩和に関する御要望、御意見というものを最大限に取り入れていくためにはどういうシステムがいいかということについて、我々も大変関心を持って鋭意検討してきているところであります。

て、私のところにおいでいただきましたので、いろいろ会長とお話をいたしました。今年度中にまとめるということになりますと、およそ民間の意見を聞きつつ大筋でまとめるのは三三カ月かそのぐらいということになるものでありますから、その短い期間でどうするか、従前のいわゆる作業部会というような形のものが本当にいいのか、あるいはそうでなくて、もう少し実効の上がる、短期間に集中議論のできるような方がいいのかということ等についても話しの上、実は検討委員会のような形がいいのではないかとこのことを、両者の事務局でもいろいろお話を詰めた結果、合意に至ったようなことでございます。

この検討委員会の場合は、閣僚級が並んで参加するというようなことはなくて、むしろ政府側では次官クラスが中心になる。民間側の各団体のそれぞれの委員の皆さんとともに積極的な議論を深めていく上では、関係というものはそれぞれ仕事を持っていて、時間も拘束されたりして、ややもすると形式的なことにもなりがちでありますから、そうではなくて、本当に中身のある議論というものをしようという形がいいのではないかとこのことで検討委員会ということで方針が決まりましたので、ぜひそういう方向で努力をしてまいりたいと考えております。

○宇佐美委員 ありがとうございます。

続きまして、その検討委員会のメンバーについてなのですが、今お話がありましたように、経済界、労働界、学識経験者等民間有識者を含めた構成、これは二十五日の閣僚懇談会の記事で拝見しているわけですが、政府側の委員との構成比はどのようになっているのか、その点についてお答え願います。

○五十嵐国務大臣 今も申しましたように、政府側としては大体次官クラス等を中心にして参加する、こういうことになると思いますが、民間側それから政府側の委員の構成の比率等につきましては、ほぼ半々ぐらいになるのではないかと、こういうぐあいになっております。民間側では、各団体

の中からそれぞれ御推挙いただいたりして、それ本来に専門的な、かつ公平な、公正な御意見をいただけるような方をを選びを申し上げたい、こういうぐあいに思っております。

○宇佐美委員 わかりました。民間と政府側委員半分半分ぐらいということで、非常に公平な、また抜本的な推進が図られる検討委員会になるのではないかと考えているわけですが、

ただ、規制緩和については非常に幅広い問題になるわけですが、一万一千件以上になって、現実にはもう一万二千件近くになっているのかもしれない。その中でどのように審議を進めていくつもりなのか。おっしゃったように、本当に時間がない中で推進計画を議論しながらつくっていくかなければならないわけですが、どのような審議の進め方なのか。

また、その検討委員会の中に分科会などを設置しまして、それぞれの項目について議論をしていく。流通ならば流通、そのような形をお考えになっているのか、教えていただきたいと思っております。

○五十嵐国務大臣 御承知のように、従前三つの部会がございまして、その部会での相当な審議は今まで尽くされてきておりまして、しかし、その部会で御審議いただく対象外のものもかなりあるわけがございます。かつ、向こう五年のことというところでもありますから、したがって、部会で御議論いただいた面についてもなお議論を要する面もあるというふうに思っています。

それらを全体としてどういう形で、例えば、今委員お話しのように、ひとつ小委員会のようなものをつくるかあるいは幾つかに分科的にやるのか、こういうことも一つ考えられると思っておりますが、一方では、とにかく余り時間がないものですから、その間、最も効果的な議論を進めるといっても含めながらその辺のところはなお検討をいたしまして、委員の御趣旨も含めながら、殊にそれぞれ設けられる検討委員会の皆さんの意見も重んじつつ決めてまいりたい、こういうぐあいに思

います。

○宇佐美委員 ありがとうございます。ぜひ専門的な部会を今回の、これまでの三部会ですと、保険、金融、特に大蔵省関係の部会というものがありませんで、もっともと前進すべき規制緩和が特に金融関係ではあるのではないかと。金融の空洞化など言われている際でございますから、ぜひともその保険、金融部会をも視野に入れた形で専門的な部会を幾つもつくっていただきたい。特に、個人的にも官房長官が規制緩和について非常に熱心であると同様に思っていますので、その点をぜひとも推し進めていただきたいと思います。

残り時間、あと十二分なんですけれども、連立与党として、一分でも早くこの委員会の審議を終え通過していただきたいと思っております。きょうはこの辺で早目に終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○田中委員長 次に、佐藤敬夫君。

○佐藤敬夫委員 宇佐美委員が十数分も早く終わりましたので、その時間をいただけたとありがたいうございしますが、指定どおり四十五分が終われ、こういうことでございまして、後半に、情報公開の問題につきまして、江田委員が五分ほど時間を割り当ててほしいということでございますので、四十分の中で御質問をさせていただきます。こういうふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

決して意地悪な質問じゃないのですが、宮澤内閣の後、実際に一年過ぎて内閣が四人ほどかわりました。実際に、五十五年体制というのでしょいか、細川政権の八月十三日誕生以来、それまでのいわゆる連続性の政治を断ち切って非連続性の政治が始まりました。ですから、そういう意味で山口長官も、実際に行政改革推進本部副部長として並み並みな決意を持って恐らくこのことに臨んでおられるだろうということは、先日の所信、そしてまた数々の委員の皆さんの質問にお答えする中で、その決意の強いほどはつきりと受けと

ただ実際に、もし私の聞き違ひであればこのことはもう一度しっかりと伺いたいのでございしますが、先日の共産党の質問の際に、土光臨調の精神は継承しないが、三党合意をもってこれからのことを進めていくのかのように、私そこでお伺いをしたのですが、その答弁の部分をもう一度思い起こしていただきまして御答弁いただければありがたいと思っております。

○山口国務大臣 土光臨調がございまして、まず最初に答申をいたしましたのが補助金カット等による財政再建の答申だったわけでありまして。また、その答申に基づきまして行政改革法案、当時鈴木内閣であったと思いますが作成をいたしましたので、そして審議いたしましたときの特別委員会、私が社会党の筆頭理事でございまして、そしてこの補助金カット、特に生活保護の補助金等をカットして弱者に対して犠牲を強いるというような行革については我々は賛成しがたい、そうではなくて、規制緩和でありますとか地方分権でありますとか、あるいはややもすれば高級官僚の方々の天下り先等に利用されている特殊法人、これらの整理合理化、そういったものを進めるのが本当の行政改革ではないのかということも議論したというところをあのときも紹介したと思っております。そういう意味で、土光臨調の最初の答申というものについては、当時私は反対をいたしました。

そうして、私も行政改革に立ち向かう指針は何か、こう問われれば、これは自民党、社会党、さきがけ三党によって、新しい政権に対する合意事項ということで盛り込まれておりますその事項を指針として、村山内閣としては行政改革を推進してまいりたいというふうには実は御答弁を申し上げた次第でございます。

○佐藤敬夫委員 そうしますと、最初の臨時行政調査会設置法のとときは社会党は反対をされたのでございしますか。五十五年の十二月五日に臨時行政調査会の設置法がございましたね。私はまだ国会議員になっておりませんので、そのときには社会党は賛成されたのですか、反対されたのですか。

○山口國務大臣 賛成でございました。
○佐藤(敬)委員 その後の、第一次、第二次、第三次には反対されておられますね。それが今の長官の御答弁と受けてよめようという感じがしますか。

○山口國務大臣 はい、そのとおりであります。
○佐藤(敬)委員 別にこのことを突っ込んでどうというのじゃありません。さき申し上げましたように非連続の連続であります。政治は変わっているわけですから、これからどういことがあるか分かりませんし、それぞれの立場の中でこれからいわゆる行政改革を真剣に努力されようということでありまして。

ただ、そうしますと、そういう中で三党合意の部分の基本哲学を持って努力をしていくのだというところでありますが、最初の所信の項目、規制緩和、地方分権、特殊法人、こういう項目が挙がっておりますね、このところをひとつどういうアライオリティーでお進めになるのか、もう一度そのことを、基本哲学をお聞かせいただきたいと思います。

○山口國務大臣 たしか松本さんの質問に対してお答えしたかと思いますが、私としましては、当時ああいう形で反対はしましたが、反対の趣旨はそうである。したがって、三党合意でこれから進めようという課題は、ここにも書いてございますように、「特殊法人の整理・合理化を推進する。」そして「規制緩和・地方分権等行政改革の実施状況を監視するための第三者機関を設置する。」まさにこれは行政改革委員会設置法を成立をさせたということだと思えます。

そして「情報公開法の早期成立を図る。」「地方分権基本法を制定」して、「国の権限の特定、国に集中している行政権限の自治体への移譲」これを進めていく等書いてございしますが、そういう事柄については、当時行革特別委員会が反対したのはこういう理由だということとは適合いたしているわけではございませんから、私としては、当時の主張を振り返ってみても、今回、行政改革を

推進する、三党合意を推進することには矛盾は感じないという趣旨のことを松本さんにも申し上げましたし、そういう考え方が私の基本的な考え方でございます。

○佐藤(敬)委員 時間も余りありませんので、その項目の中で規制緩和、地方分権、特殊法人等々のいわゆる改革について一生懸命努力するというところでありますが、これは委員部の方にもしかしたらこの項目は出しておらなかったかもしれませんが、先ほどの五十嵐官房長官等々のお話もお伺いしまして、規制緩和というのは、実はやはり大変なスピードを要さなければならぬ部分があると思うのです。やはりこの部分について、今日日本が大胆な規制緩和を行わなければならないという現状を長官としてあるいは行革推進本部長の立場でどうい御認識をしておられるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○山口國務大臣 我が国が戦後の荒廃から立ち直って現在の経済的繁栄を生み出した、これはやはり国民の皆さん方が額に汗して懸命に働いてこられたその成果であると思いますが、同時に、ヨーロッパ、アメリカの水準に迫りつつあるというところで、そのために各種規制等も行いまして、護送船団方式で効率的に経済成長を図っているというあり方が現在のこのような我が国の繁栄を来した一つの理由になっているということとは否定し得ないと思っております。

ところが、これだけ我が国が世界第二の経済大国というところになってまいりますと、その規制というものがもうくびきになっている。しかも、同時に、貿易摩擦等を起こしまして、結局現在のような状態では円高がどんどん推移をするというようになつてつくりました前川レポート、これではもういかぬ、やはり規制緩和を積極的に進め、そして内外の期待にこたえていかなければならぬという方向は、まさに現在の私たちがやらなければならぬ方向ではないかと思っております。

したがって、かつての成長を果たすのに果たしてきた規制というものが今や時代おくれになつてきている。そういう意味では、思い切つて国際化、それから経済の公正、明朗化、しかも新しいベンチャー企業等がどんどん仕事ができるような経済の活性化ということを進めるために、経済的規制は原則自由という形で積極的に進めるべきものというふうな考えでおる次第であります。

○佐藤(敬)委員 そうしますと、要するに、幾つかの項目があるわけではございますが、とりあえず、今日の抱えておる大きな経済の課題やその他に向かつて、規制緩和の項目については、それぞれの項目の中でも最優先順位でありますぞという御決意でございしますか。

○山口國務大臣 お答えいたします。
この点は、二百七十九項目、七月に閣議決定をいたしましたあの四つの項目ですか、それは今緊急に進めなければならぬ課題であると認識をいたしております。

○佐藤(敬)委員 実際に、役所と経済界とのさまざまな許認可等々、一万一千項目を超えるもの、こういうものについては、数値目標を出したりさまざまなことをおやりになつていくわけでありますが、現実問題として、規制緩和というのは、なかなか言うはやすく行は難しいという状況にあると思うのです。

しかし、現況の経済の情勢を考えてみて、貿易収支が黒字である。いや、黒字であつてなぜ悪いんだという議論も一方にはあるのですが、現実的に、最近の世界のいろいろなマスマシミの状況を見ても、例えばロンドンのエコノミストにしてもフランスのファイガロにしても、香港でもシンガポールでも、日本の貿易交渉をやつていく方々、アメリカも悪い、しかしどう考えても、この六、七年、日本だけがどんどん貿易収支や経常収支を黒字にして一人独占するということはいかぬものかという批判がどんどん強まつていくわけですね。

そして一方、きよの為替のレートを見ても、恐らく九十六円から九十七、八円あるいは九十五円に迫るような状況にほとんどなつていくわけ

ですね。本来的にいえば、実際には円がこれだけ高くなつたら、市場経済に任せておけば、九七年ぐらいには多分八百億ドルぐらいになるだろうという予測が一方にあったのです。

しかし、OECDは、OECDは御存じですね、実際に大蔵省からも外務省からも通産省からも二十人ぐらい行つて、これはかなり見識のある舞台だと私は思うのですが、そこが、しかしこの四、五年はやはりずっと千二百億ドルで推移していくのではないかとこのことを言つておられるわけですね。日本のそういう経済の部分のいろいろな矛盾があります。

実質の為替レートは九十円台あるいは百円ちよつとぐらいの台であつても、実際購買力平価というのは百九十円から二百円だ。こういう貿易のものと非貿易換算のものと考えてみますと、国内のそういう矛盾というものを取り払つていかないと、これは時間が余りないのではないかと思います。

ですから、こういう状況からいふたら、特に国際間の経済的なルールを公正にするところまでは大胆な規制緩和、あるいは場合によれば、どうぞ行政改革推進本部の中で、本来的な目標からいふたら、対外的にこうしますよという約束が大事だと思ふのです。

とするならば、規制緩和と基本法、五年、すべてを見直して、そしてそれから後はサンセットルールでも組み入れて、すべからずこういうものは見直しをきちんとしていくようなルールを確立しようというぐらゐのことは、副部長長としてぜひ高らかに宣言をしてほしいぐらゐの気持ちがあるのです。いかがでございしますか。
○山口國務大臣 お答えいたします。
御指摘ございましたように、国際的ルールというものに我が国のルールを近づけていく、合わせていくという努力が必要であることはもう言うまでもございせん。二百七十九項目の中にもそういった趣旨での規制緩和がございしますことは御理解いただいていると思ひます。

したがしまして、私も十一月には、総理大臣が本部長でございますこの推進本部、合会を二度ぐらひは開きまして、その際には、国内の各界の代表の皆さんばかりではなく、アメリカあるいはEUの経済人にもおいでをいただいて、そういった立場からの率直な御注文も承る機会をぜひつくりたいということで、今計画もいたしておる次第であります。

したがしまして、経済的規制につきましては原則自由という原則のもと、各国から、貿易摩擦の原因は日本がさまざまな規制が多過ぎるのではないかと等々の批判を受けることがなるべくございせんように、そこを解消するための努力は懸命にやっております。

そのあり方としては、五年間の計画を立てるわけでございますが、当然その中でサンセット方式なり、あるいは、五年間はそのままといいのじやなくて、ローリングでもってさらに見直していくとか、それは今までの五カ年計画というのと同じようにやっております。五カ年計画というのと同じように、五カ年計画も同じような立場で対応すべきものではないだろうか。まだできる前からどうするかというのはいかかと思ひますけれども、委員御指摘のような趣旨は当然踏まえた上での計画であるべきではないだろうか、かように思ひます。

○佐藤(敬)委員 本間に時間ありませんので、陶山局長、今行政機関の八条審議会ほどのくらの数があるのですか。

○陶山政府委員 二百十五でございます。

○佐藤(敬)委員 実は、この審議会もそうですが、公共料金の仕組みもそうですが、歴史的に振り返ってみると、やはり与野党激突の時代で、お互いが、公共料金の値上げ等々が政争の具になったという、そういうことで決定がされることになって、また大きなマイナス点もあった。そういうことで、こういうものが国政の判断レベルからだんだんお役所の方へおっていったわけですね。特にこの八条審議会の場合も、実際に、今大変

マスコミはいろいろなところで、大きな新聞が取材をしているわけですから、そんなにうそはないと思うのです。委員に選ばれた人が、役所から圧力があつてこういう発言ができなかったとか、例えば、あなたは事務局長をやつておられたのですからこういうことはいろいろよく知つておられるのだと思うのですが、これはうそだ、本当だという議論をするのじやなくて、少なくともこういうものが実際にマスコミに登場して我々の目に触れるところに出てくるというのは、やはり実際に運営の仕方やあり方というものが不透明なのではないかなという気がしてならないのです。これは事実なのですか。

事実というよりも、その前に行政手続法のときに、角田礼次郎部会長の公正・透明な行政手続部会が、必要性の主張や具体的な要綱案を含む内容を答申をした。総務庁によると、その後、霞ヶ関の全庁の法務担当者から意見を集約して法案にまとめた。答申するまでは、これは審議会の役割ですね。その後は、要するに手続上からいって、これは、法案にまとめるのはいよいよお役所仕事なのですか。そうすると、例えば、答申はそういう意味じやなかったけれども、法案をまとめたようにしたら条項が変わつて意識が変わつた、そういうことは、そのとき構成したメンバーの方へ報告があつて了承するという手続はなされるのですか。

○陶山政府委員 まず、事実の御説明から始めさせていただきます。

佐藤先生の御指摘、大変重要な要素を含んでいと思ひます。行政手続法の例をお挙げになりましたが、審議会の専門部会において専門的な観点から御議論をいただき、法律案要綱としてまとめたいいただきました。それに基づいて、ただいま御指摘のように、いわば立案作業という過程は、政府内部の事務作業としてかなりの長期間をかけて各省庁との協議、調整をいたしました。その過程で、審議会としての御判断、御結論が基本的に変わつたところは全くございません。いわば多

種にわたる法令の適応関係について、技術的な観点での整理を要する、そういう局面で各省庁との協議、調整をいたしたわけでございますが、この審議会の法律案要綱の内容が変更になつた部分は全くございません。

なお、一般論として、ただいま先生の御指摘は、恐らく政府内部の意思決定過程がもっと公開されるべきではないかという御趣旨ではなからうかと、いふように考えますが、これにつきましては、実は、御指摘のあつた行政手続法の行革審の専門部会においても相当時間をかけた議論が行われた経緯がございします。いわゆる立法手続というふうな、命令制定手続とか行政立法手続と呼ばれる問題について、我が国におきましては、政省令を制定した側面から申し上げれば、一般的な手続を定めたものはございません。個々の法律の中では、例えば審議会に付議をしなければならぬとか、あるいは公聴会を開催して意見を聞くというふうな仕組みが設けられていゝものは、個別法ではもちろんございしますけれども、一般的な手続を定めたものはございません。

これにつきまして、例えば外国の行政手続法の中でもこの行政立法手続を設けているのは、私どもも承知する限りでは、現在アメリカなどごく少数のようでございますが、この行政立法手続については、行革審の専門部会の議論の中でも、現段階でこの立法化を検討するということについてはかなり慎重な議論がございました。いわば現在の行政手続法は、国民の権利義務に直接かわる分野についての手続の整備という意味で法律が施行になつたわけでございますが、この行政立法手続については、その他の手続もいろいろございしますけれども、どのような一般的な手続を導入するかについてなお多くの検討すべき問題があり、将来の課題として調査研究が進められることを期待するというのが審議会の答申自体の中に明記をされてるところでございます。

私どもの実務的な立場といたしまして、当面

は、国民の権利義務に直接かわる行政処分及び行政指導の分野についての共通的なルールを定めた行政手続法の定着について最大限の努力を払つていくということを当面の重点として努力をしていかなければならないと思つておりますが、御指摘のような現在の行政手続法以外の行政手続に関する制度的なルールをどういう方向で検討すべきか、それについて、実務的な観点からも引き続き勉強を続けていかなければならない課題であらうというふうな考えております。

○佐藤(敬)委員 まだ聞いていないところを答弁してもらつたのですが、当然そこにはいくのです。ただ、ちよつと長官、いろいろなことがあつたので、公共料金の郵便料金の問題は、これは法律で決めなきゃならぬということでありま

ね。それで、これは事実なんです。郵政省、見えていと思ひますが、公共料金の問題を討議する場所、各項目別のそういう損益分岐点の資料やなんかは出さなかつたと言ひてあるのです。だから、トータルでは審議できたけれども、例えば一般郵便物、封書については五円の利益があつて、はがきでは一円の利益があつて、小包では百五円ぐらひ損をしてゐる、こういう明細な部分のものについては何の提出もなく、トータルで実は郵便料金の値上げを決めたんだというような委員の方々の発言がマスコミに出てゐるのですが、こういう事実はどうなんですか。

○長澤説明員 このたびの郵便料金の改定につきましては、昨年の九月十日に郵政審議会に諮問をして御審議いただいたわけでございますが、審議会の委員の皆様には、郵便事業の現状、問題点を十分御理解していただくために、財政状況、物数動向を初め各種の資料を詳細にわたつて提出をしております。料金の改定の判断に必要な郵便種類別の収支、損益見通しなどの細かいデータ、経営データについても提出をして説明をしております。今御指摘があつたようなことはございませんで、十分審議を尽くしていただいたものと考え

ております。

○佐藤(敬)委員 郵政省はそういうふうにはつきりおっしゃる。しかし、いろいろな委員会のそういう審議の中で、郵便物数別の損益が示されれば、黒字の郵便物は値上げの必要はないという議論もできるし、トータルで赤字になっていったから値上げをするというのは当然だという議論もおかしきやないかと、こういういろいろな意見が出てくるわけですね。それはなぜかといったら、不透明なんですよ。やはり政治がチェックすることができなくなったことだと思うのです。

それから公共料金でもう一つ具体的にいきますと、建設省、来ていますか。率直な話、私は景気が回復するまで公共料金は据え置きだということをご本当にかたく信じておるのですが、現実には道路というものは昭和四十七年以降プール制になって、東名高速の利用者というのは、本来これはもう三、四年くらいで終わることになってるんでしよう。どうなんですか、それは。常識からいけば、言い回し方がわかりにくいとすれば、道路の大原則というのは、だれでも自由に通行できるということが大原則なんですよ。それが、現在有料となってはいる高速道路というのも、実際からいけばこの例外ではないわけでしょう。三十年間で償還が終わったらフリーにしますよ、こういう約束の中でつくられてるわけでしょう。違うのですか。

○井上説明員 先生御指摘のように、有料道路はあくまでも緊急的な措置というふうなことで、厳しい財政事情のもと早急に、特に高速道路については多額の費用を要するものを早急につくっていくかなければならないというふうなことで借入金によってつくっていく。そういう中で、受益者であります利用者の方に料金をいただいで、それで借入金を返済していくという仕組みでございまして、先生御指摘のように、従来三十年で償還するというところでやっておりましたが、今回の高速道路の料金改定に際しましては、財政当局等とも調

整した上で、できるだけ利用者の負担を抑えるというふうなことから四十年に償還期限を延ばしております。御指摘のように、高速道路については全体を四十七年の道路審議会の答申に従いましてプール制を導入しております。

○佐藤(敬)委員 そうであれば、やはりどこかでそういう中で料金みたいな問題を国民を対象にしてやはりきちっと議論する。基本原則がどんなん——また新しい道路ができるのでまたプラスしてくれと、それでは開放にならない。どんどん負担がふえていくわけでしょう。それなら一度は建設省の中で、こうやってやはり日本列島全体を考慮して、こういう社会資本投資というのは大事だ、それなら、最初は三十年でただにすると言ったけれども、その基本原則を、新しい時代に向かって皆さんの需要を全うするためには、もう永久に料金をいただきます、そのかわり立派な高速道路が通ります、そのかわり七百年を五百年にしましょうとか、こういう議論というのは建設省の中で進めているのですか、進めていないのですか。

○井上説明員 先ほど申しましたように、高速道路を今後とも進めていかなくちゃいけない、そういう中で、厳しい財政状況で今後とも財投等の借入金で有料道路制度を活用しながら進めていかなければならないというふうには考えておりますが、今回の料金改定に際しまして、先生御指摘のように、ちよっと申されました永久有料制の問題あるいはさまざまな料金に関する問題の御指摘等がございました。

これらの課題につきまして、整備の要請にもこたえていかなければならないということも踏まえながら、建設省といたしましては、速やかに道路審議会において検討を始めようと思っております。現在準備を進めておりますし、この秋には早速そういうふうなことで御審議いただくというふうな考えておる次第でございします。

○佐藤(敬)委員 郵政省や建設省に何も嫌がらせをしたわけでも何でもないのに、長官、やはりこ

れから、今の政治の形態というのはますます非連続性の中でいって、マイナスマスプラスも、マスコミもいろいろな批判もします。しかし、これまでのような協調型で、長官も国対の専門家でありますから、表でけんかして後ろで協調したという形である日突然わけのわからぬような政治の方向が出てくるよ、私はむしろ対立、議論して透明度を高くするということの方が二十一世紀国民が求めていく政治の方向だと思うのですよ。

とするならば、行政手続法という法律を随分長くかかってつくりました。しかし、それはそれだけじゃなくて、むしろこういう審議会の中を思い切ってオープンにしていって、あるいは委員の人も、中へ入って議論していったらいろいろな妨害を受けるとか被害を受けるとか、オープンになつたらいろいろな話ができないうのといふのはなくて、むしろ行政立法手続法みたいなものをつくって、あえて情報公開に入るまでの間、こういう各種審議会や公共料金の政治がタッチできない部分はむしろ透明度を高くするといふ方式に切りかえていかなるを得ないのではないかと、こういうふうに思っているのですが、いかがでございしますか。

い、そういったことがこれからは必要な時代ではないかと思っている次第でございします。考えてみれば、国会はこうしてまさに本会議も委員会もほぼ公開という形で審議されているわけがございまして、国民の皆さんの監視のもとで我々は議論をしている。こういった形の議論をこれから大いに進めていきたいものというふうに考えておる次第でございします。

○陶山政府委員 先ほど佐藤先生のお尋ねに若干異なつた角度からの御説明を申し上げたことをおわびを申し上げます。

実務的な観点で申し上げれば、例の、先生も御案内のように、審議会等の公開につきまして、平成三年の十二月に各省庁の申し合わせをつくつてございします。その中で、審議会等の開催状況に関する文書とか諮問、答申とか建議とかは公開する、議事録を仮に非公開とする場合であっても議事要旨の公開に努めるということの主な内容とする審議会等関係文書の公表についてのルールをつくつてございまして、私もこの取りまとめの責任者でございしますが、今後この方針に沿って極力この趣旨が実行されるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○山口國務大臣 お答えいたします。

五五年体制と言われた時代は、御案内のように冷戦の構造のもとでございまして、国会におきましてもイデオロギー的な対立というものが現に存在しておつたことは否定し得ないところだと思ひます。したがって、そういった対立ですから妥協点がない、議論をやつて強行採決、あと一体どうするかというふうなことで、御指摘のような点があったことは事実であらうと思ひます。

しかし、冷戦構造が崩壊し、イデオロギー的な対立ということではなくて国際社会も推移をしていく。国内の政治におきましても、いわば政策の問題で大いに議論をしようという時代に入つたのだらうと思つております。そういう意味では、委員御指摘のように、公開の場である委員会あるいは本会議という場を通じて、与野党がそれぞれ政策的に切磋琢磨をして国のあるべき方向を決めて

れから副本部長として、これまでの行革のいろいろな決定に対して、社会党がどうしたとかこうしたとかということじゃなくて、改革をするという基本哲学が一緒になったわけですから、前向きに前進するスピードを上げていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

あと、情報公開法についての質問を江田委員が私の時間の範囲内ということですが、五分ではとても質問し切れないと思いますが、私ここで質問を終わります、江田委員とかわりたいたいと思います。

○田中委員長 次に、江田五月君。

○江田委員 修正案について伺います。

もともとこの行政改革委員会設置法案原案は、細川内閣で提出をいたしました。当時、我々細川内閣の与党、まあ関係するお役所の皆さんの納得を得るため、もちろん各党の意見の一致を見るためもございしますが、大変に苦勞に苦勞を重ね、この原案を提出をさせていただきました。

そうしますと、いろいろ修正の話があるというので、大変実は心配いたしました。私の耳に届いてくるのは、規制緩和その他の行政改革の監視に任務を特化をして、情報公開の方は外す。そして、これはまた別個にやるのだ。別個にやったりすると、これはそっちだけまた置いてきぼりになるのじゃないかなと大変心配をいたしました。この提出者の皆さんの大変な御努力でしよう、情報公開について法律の制定というものをきっちり掲げて、制度の整備について調査審議をする。私も一日も早くこの法案はぜひ成立をさせてもらいたいと願っていたわけですが、いささかおくれましてしまいました。しかし、この情報公開の方については、二年という限定でおくれを取り戻すということですから、結果オーライかなと思っております。

その意味で、修正案については、これは積極的に評価をし、賛成をしたいと思っておるわけですが、一、二、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、修正案の「情報を公開するための法律

の制定その他の制度の整備」、これは「その他の」の「の」の字ですね。「の」の字に何か意味はありますか。提出者、宇佐美さん、お願いします。

○宇佐美議員 お答え申し上げます。

江田先生を含め、各党の皆さんの御審議をいただきましてここまでこぎつけられたわけですが、御質問のお答えですけれども、江田先生御専門ということでもよく御存じかと思いますが、釈迦に説法になるわけですが、御説明申し上げますけれども、その「その他制度の整備」という規定にいたしますと、法律の制定と制度の整備が並立関係になるわけですが、修正の我々の趣旨としては、「制度の整備」の中に法律の制定が含まれていることを明確にしようとするものでありますので、広く制度の整備を委員会の中で御審議していただいて、どのような形で制度の整備を図るべきかは委員会の判断にゆだねようとするものでござい

ます。

○江田委員 以前の原案の方は、「情報の公開に係る制度に関する事項を調査審議する」、これも、「情報の公開に係る制度」といえば当然法律の制定も入っていると普通は考えますが、その部分を、特に法律の制定をお取り出しになった。「の」の字がなければ、法律の制定というものはしつかりあって、その他それに付随するさまざまな制度の整備をするのだということになって、「の」の字があると、制度の整備の中に法律の制定というものもある、いろいろ考えたけれども、結局法律の制定は断念することになったということもあり得るという気がするの、「の」の字がない方がむしろ法律の制定というものはしつかりと打ち立てられるという気はいたしますが、しかし、そこはいろいろな調整があったのでし

ょう。

それはそれで多といたしますが、提出者の皆さんは、法律の制定というものについてはしつかりと調査審議をしていただいて、その方向での意見具申をいただくのだ、こういう気持ちにじませた修正と考えるとよろしいですね。まず宇佐美さ

ん、もう答えだけください。

○宇佐美議員 まさに、江田委員がおっしゃる通り、情報の公開の法律が一刻も早くできるように、その願いを込めてつくったものでござい

ます。

○江田委員 加藤さん、山元さん、いかがですか。

○山元議員 ただいま宇佐美議員がお答えしたとおりでございます。

○加藤(卓)議員 過去のいろいろな討議は、私、参加しないままきょうこへあれておりますが、そのように承知しております。

○江田委員 若干与党内に足並みの乱れがあるようではございますが、どうぞひとつ、足並みを乱れさせないように、こんなことで私どもは、与党が足並みを乱していただいて喜ぶわけではありませんで、ひとつその点はしっかりと情報公開法の制定に向けて頑張ってくださいと思います。

さて、情報公開の法制度といいますが、私は思

い出すのですが、いろいろなこれまでの取り組みがございました。その結果、八九年、参議院が与野党逆転をいたしました。

当時、連合参議院と言っておりますが、この皆さんが参議院に登場し、この皆さんが中心になって参議院で野党、当時の野党の方で、社会党、公明党、民社党、そして連合参議院の皆さんと、さらに日本新党、私は当時社民連と言っておりますが、これも含めて参議院の方から議員立法の努力をいたしました。そして、法案をまとめ、もちろん参議院法制局の皆さんのお力添えもいただき、去年の六月に議員立法を提出したのです。しかし、これがいろいろな事情で流れてしまっておりまして、やっとうちで来て情報公開法の制定に一つの道筋がついてきた。これは大変うれしいことですが、しかし、まだまだわからないと思

っておりますが、この前に提出をした議員立法については、今の提出者の中では山元先生御自身はかわっておられなかったかと思っておりますけれども、社会党はかわられておるわけで、当時、やっとうちで来たというので我々乾杯をした、あの当時の気持ちも今も沸々と燃えただけでござい

うかという点について何かわせてください。

○山元議員 お答えをさせていただきます。

従来、社会党といましては、この情報公開に関する法制の確立を随分と主張してまいりました。平成五年には、我が党と、今江田先生もおっしゃいました公明党、民社党、社民連、そして日本新党、民主改革連合、皆さん一緒にまいりまして法案を取りまとめました。この法案取りまとめに際しましては、江田先生にも随分と御尽力をいただきました。第百二十六国会に行政情報法の公開に関する法律案として提案することができました。

また、細川政権の当時には情報公開に関するプロジェクトを設置いたしました。公明党の貝沼先生を座長として、江田先生ともども私どももこの法制定に向けて努力してまいりました。このような努力が今回の行政改革委員会設置法として実を結ばうとしていることだということに思っております。

現時点では、行政改革委員会の調査審議内容に私がコメントする段階ではありませんけれども、これらの今までの経過を含めて、委員会においても法制の確立に向け精力的に御議論をいただいで、積極的な御意見を賜りますように私どもは期待しているところでございます。

○江田委員 せっかくここまで案をつくったのですから、情報公開法制定に向けての道筋が数かれましたが、これがもし途中で立ち消えになるようなことがあれば、私どもはあの持つておる案を出してちゃんと立法するのだという決意ありということ、ここでひとつ山元さん、おっしゃっていただければ。

○山元議員 おっしゃられますように、私ども長い間ともに一緒に汗を流してきたものですから、

それがしつかりと実を結ぶように私どももこれからしつかりと、見張っていくというのはおかしいですけれども、努力をしてまいりたいというふうな考えでいます。

○江田委員 宇佐美さんの決意はいかがですか。

○宇佐美議員 当時、私まだまだ勉強不足の中ですけれども、皆さんの御努力というものを承っております。

我々としても、絶対に情報の公開をするんだ、行政の情報の公開をするんだという気持ちで燃えておりますので、その点について各党の皆さんがまとめたという法案も勉強を今している最中です。それから、もし何らかの不測の事態が起きたときには、一緒に江田委員とも一緒に提議ができればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○江田委員 最後に加藤提出者にも同じことを伺いまして、質問を終わります。

○加藤(卓)議員 宇佐美議員、山元議員同様、江田委員の考え方をぜひひとつ尊重していきたい、こう思っております。

○江田委員 終わります。

○田中委員長 これにて原案及び修正案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。松本善明君。

○松本(善)委員 私は、日本共産党を代表して、行政改革委員会設置法案に対して反対の討論を行います。

本案に反対する理由は、行政改革委員会が監視し進めようとする行革が、第二臨調以来進めてきた軍拡、大企業奉仕、国民犠牲の臨調行革に一層輪をかけるものとなるからであります。

それは、村山内閣の行政改革の内容を見ても、臨調行革路線からの転換が見られないこととわか

ります。

規制緩和は、アメリカの市場開放の要求に沿って、大企業の経済活動の障害となっている規制を取り払い、大企業の大企業利益追求を一層野放しにする緩国が中心であり、地方分権についても、国際貢献国家づくりという国家論を前提とした国と地方の機能の見直しであります。

また、特殊法人の見直しも、特殊法人の持つ公共性や消費者の利益を守るといふ観点が見られません。これらの観点は、まさに臨調行革が進めてきた観点であります。しかも村山内閣は、この行革を消費税増税のアリバイづくりにしようとしていることも重大です。

さらに、行政改革委員会設置の経過や、委員の構成の民主化という問題から見ても、村山行革が臨調行革の延長線上にあることは明らかであります。

行政改革委員会設置は、提案理由でも述べられましたように、第三次行革審の最終答申に基づいたものであります。その最終答申には「臨調以来の行政改革に関する重要課題を着実に推進するため」に、内閣の行政改革推進本部とともに、本案による行政改革委員会が、その実施を監視する機関と位置づけられていました。

また、臨調、行革審で問題であった財界中心の委員構成が今回の法案でも何ら是正される措置がとられていないことなどからも、行政改革委員会が国民犠牲の行革推進体制になることは明らかであります。これは、本委員会での質疑の状況からも裏づけられるところであります。

本来、行政改革とは、肥大化した行政機構や税制を見直し、むだや浪費にメスを入れ、簡素で効率的かつ民主的な行政運営を確立することにあります。この立場に立つなら、今日とるべき行政改革は、これまでの臨調行革路線を転換し、自民党の古い枠組みである財界奉仕と軍事費という聖域に大胆にメスを入れることであります。このことによつて、国民の立場に立った財源対策の新しい可能性が切り開かれることを私は強調したいと思

います。

なお、与党三党の修正案につきましては、政府原案の骨格を変える修正となっていないことから、反対の態度をとることを申し上げまして、行政改革委員会設置法案に対する反対の討論を終わります。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

第百二十九回国会、内閣提出、行政改革委員会設置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、加藤卓二君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時七分散会

内閣委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤

一 一 一 招集日

正 召集日

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

平成六年十月二十七日

平成六年十一月八日印刷

平成六年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局